

○財務省告示第三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年一月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十九
回）
二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発
行の特例に関する法律（平成二十
年法律第二十四号）第二条第一項
及び特別会計に関する法律（平
成十九年法律第二十三号）第四十
六条第一項、第四十七条及び第六
十二条第一項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

四 発行方法

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加

(一) 年
 ○ 募 入 七 パ
 は 募 入 決 定 の セ ン ト
 を 受 け た 者
 は 払 込 金 額 に 加 え 次 の 算
 式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7 \times 30}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 にお い て 、 そ の 利 子
 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
 る も の と し て 又 は 振 替 口座 簿 中
 の 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
 の につ い て は 、 前 記 (一) の 算 式
 によ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
 (一) 額 にお い て 取 得 す る 者 が 非 居 住
 者 又 は 外 国 法 人 等 である 場 合 に
 は 、 前 記 (一) の 算 式 によ り 算 出 し
 た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外
 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税

の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成二十一年六月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年
 第二期
 以後の
 利息
 償還限
 償還金
 元利支
 払場所
 入札参
 加者
 払込期
 日

毎
 年
 六
 月
 二
 十
 日
 及
 び
 十
 二
 月
 二
 十
 日
 を
 支
 払
 期
 と
 し、
 各
 支
 払
 期
 に
 お
 いて、
 その
 日
 以
 前
 六
 月
 間
 に
 属
 す
 る
 利
 子
 を
 支
 払
 う。
 平成
 二
 十
 五
 年
 十
 二
 月
 二
 十
 日
 額
 面
 金
 額
 百
 円
 に
 つ
 き
 百
 円
 日
 本
 銀
 行
 財
 務
 大
 臣
 か
 ら
 通
 知
 を
 受
 け
 た
 者
 平
 成
 二
 十
 一
 年
 一
 月
 十
 九
 日